

復興大臣

秋 葉 賢 也 様

震災からの復旧・復興対策に係る

要 望 書

令和4年11月

宮城県議会議長 菊 地 恵 一

震災からの復旧・復興対策に係る要望書

本県沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発災から、11年7か月が経過しました。これまで、国においては、東日本大震災復興交付金をはじめ、特別な財政支援の枠組を整備していただいたほか、震災からの復旧・復興に資する各種制度を創設していただくとともに、集中復興期間後も、被災自治体に相当程度配慮していただき、心から感謝しております。さらに、令和3年度から令和7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、引き続き、被災地の復興に向けた手厚い措置を講じていただいているところであり、本県においても被災者の生活再建及び産業等の復興完遂に向け、県民一人一人が着実に歩みを進めているところです。

しかしながら、子どもからお年寄りまでの被災者の心のケアをはじめ、地域コミュニティの再構築、高齢者の見守り・相談支援や交流の場の確保、震災伝承の取組など、被災地は様々な中長期的課題を抱えており、継続的な対応が求められています。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故に関しては、深刻の度を増す汚染水や多核種除去設備等処理水（以下「処理水」という。）の問題について収束が図られておらず、さらに、放射性物質の汚染による農林水産物の出荷制限に伴う実害のほか、原発事故に起因する風評による被害は依然として深刻です。県内産業はこのような大変厳しい状況にあり、県民に大きな不安を与えているとともに、本県の復旧・復興の進捗を著しく阻害しています。

本県が抱える様々な課題を解決し、震災からの真の復旧・復興を成し遂げるためには、自助努力はもとより、国による財政支援に加え、各種の規制緩和など、長期にわたる特例的な支援が必要です。また、原発事故に関して、被害者の十分な救済及び事故の早期完全収束に向けた確実な対応が求められます。

つきましては、国においては、引き続き東日本大震災からの復旧・復興を最優先課題としていただき、被災地の実態に即した特例的な財政支援の継続や復旧・復興に係る各種制度の改善・拡充を図っていただくほか、原発事故への対応について、国の責任の下、令和5年度以降も確実な対策が講じられるよう、次のとおり要望いたします。

要 望 項 目

1 東日本大震災復興関連予算の確実な措置

本県では、国をはじめとする国内外の多くの皆様からの心温まる御支援をいただきながら、県民一丸となって復旧・復興に向けて懸命に努力を続けています。

これまでも国においては、特例的な財政支援や復興特区制度など、手厚い措置を講じるとともに、令和元年12月に定められた「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復旧・復興の基本方針においても、被災地の実情を踏まえ、被災自治体からの要望をおおむね反映していただきました。

つきましては、今後とも東日本大震災からの復旧・復興を国政の最優先課題と位置付け、一日も早い復興の完遂に向けて、被災自治体の復旧・復興に必要な事業に対し、特例的な財政措置を講じるよう求めます。また、制度の運用や事務手続きについても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業の中止・遅延や規模縮小などの状況の変化もあることから、期間延長を含め、地域の実情や社会情勢の変化に応じた柔軟な対応を求めます。

2 福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援

福島第一原子力発電所事故により農林水産業や観光業などの民間事業者が被った損害は甚大かつ深刻なものであり、国は、東京電力ホールディングス株式会社に対し、加害者としての立場を十分自覚させた上で、放射性物質の影響により失った販路回復のための風評対策に係る費用など、事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、影響を正しく認識し損害範囲を柔軟に捉え、地域や期限の制限を設けることなく、被害者の立場に立って十分かつ迅速な賠償を継続的に行うとともに、賠償請求時の過度な負担を強いることのないよう、強く指導することを求めます。また、地方自治体の被害対策経費について、住民の不安解消のために行っている農林水産物などの様々な検査等や、地域の復興に必要な風評被害対策事業に要する費用及びそれらに係る人件費等は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係があることから、国は、地方自治体の被害対策の実状を的確に把握し、賠償範囲として明確に示すよう求めます。

加えて、震災復興特別交付税が充当されている被害対策経費については、東京電力ホールディングス株式会社が交付税相当分の賠償額を直接国に支払うなど、交付税の返還が生じない制度の創設を求めます。

3 福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・処理水対策

「多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」において、海洋放出による処分方法等を決定しましたが、国民・国際社会の理解はいまだ深まっておらず、本県の水産業をはじめ

めとした各種産業への新たな風評の拡大が懸念されています。国は、「多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」の着実な実行に向けた行動計画などにおいて、風評を生じさせないための仕組みづくりや、風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組みづくりに取り組むとしていますが、海洋放出以外の処分方法を継続して検討することを求めるとともに、復興に向けたこれまでの努力と積み重ねてきた成果が、決して水泡に帰することのないよう、本県の生産者・事業者の「なりわい維持」に必要な、業種・業態に応じた実効性ある十分な対策について、対象地域を福島県に限定することなく、国が責任をもって取り組むことを強く求めます。

さらに、放射性物質を含む汚染水が漏えいし、海洋に流出した場合、本県沿岸及び沖合海域の水産資源への影響が懸念されることから、国は、東京電力ホールディングス株式会社に対し、万が一にも汚染水の海洋への流出がないよう指導・監督し、万全な管理体制が構築されるよう求めます。また、廃炉等の措置における粉じんの飛散防止対策を同社に対し徹底するよう求めます。

加えて、これらの廃炉・汚染水・処理水対策に当たっては、国が前面に立って、正確な情報を迅速かつ分かりやすく、そして丁寧に説明するとともに、安全かつ着実に進めるよう求めます。

4 農林水産物等の風評対策

福島第一原子力発電所事故以降、本県産農林水産物をはじめとする食品については、いまだに完全な風評払拭には至っていないことから、今後も国の責任の下で、首都圏をはじめ全国の消費者、流通関係者、食品関係事業者等に対し、食品に含まれる放射性物質の基準値の意味やこれまでの検査結果で得られた知見について、正しい理解が得られるよう確実に普及啓発を行うとともに、本県産農林水産物等の輸入規制を行う諸外国に対し、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう引き続き働きかけることを求めます。また、規制していない国への輸出や国内の消費拡大に対する国の積極的な支援を求めます。

さらに、処理水の取扱いに関する宮城県連携会議にて協議事項となっている「将来にわたる事業の継続・拡大につながる支援」、「徹底した安全対策による安心の醸成」、「風評被害への対応」に関する要望事項について、国の積極的な支援・対応を求めます。

5 放射能に汚染された廃棄物の処理及び除去土壌等の処分

放射性物質を含んだ廃棄物の処理の促進及び除去土壌や除染廃棄物の処分のためには、国民が分かりやすく安心できる情報を提供することが必要であることから、国が主導的な役割を果たすとともに、正しい知識の普及啓発や国民的な理解の醸成に向けた国の取組の一層の充実を図るよう求めます。

8,000Bq/kg 以下の汚染廃棄物については、県全体で処理を進めるために必要な取組に対する十分な財政的、技術的な支援を含め、引き続き国が責任をもって支援するとともに、指定廃棄物問題は、解決までの間、保管の強化や遮蔽の徹底など安全の確保に万全を期すための取組を行うよう求めます。また、8,000Bq/kg 以下に減衰した指定廃棄物の処理促進に向けて処理先の確保に積極的に取り組み、保管自治体の実情に応じた処理を実施するよう求めます。

除染により発生した除去土壌については、いまだに処分基準が定められていないことから、県民全体に受け入れられる処分基準を速やかに提示するよう求めます。また、保管自治体に対し、除去土壌等の処分が完了するまで、保管にかかる財政的、技術的な支援などを地域の実情に応じて実施するよう求めます。

6 東日本大震災の記憶と教訓の伝承に係る支援

東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承の取組を通して記憶の風化防止や防災力向上を図るためには、被災自治体や伝承団体などと一体となって取組を進めることが重要です。一方、伝承活動は、これまで民間団体等による自主的な取組が中心でしたが、震災から11年が経過し、企業等からの寄附金なども減少している中で、活動資金の確保や人材育成など、今後の活動に様々な課題を抱えている団体も多くあるほか、語り部や各地の施設を管理する団体からも、施設運営に頭を悩ませている旨の声が寄せられています。

国においては、被災地における震災伝承の取組を将来にわたって継続的に実施するため、被災自治体や伝承団体などによる伝承活動を支援する補助金や伝承施設の運営に要する経費の支援など、新たな支援制度を創設するよう求めます。

7 産業・なりわいの復興に向けた支援

事業復興型雇用確保事業については、被災地における安定的な雇用の創出に大きな役割を果たしており、復旧・復興を進める上で有効な制度となっています。一方で、現在の制度では、グループ補助金などの産業政策の支援を受けた事業所が令和4年度末までに事業を開始することが支給の要件とされていますが、復興まちづくりに時間を要したことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、沿岸部の中小企業では、令和4年度末までに事業所を新設・再建した上で、求職者を雇い入れることが困難な状況です。こうした被災地の実情を踏まえ、事業復興型雇用確保事業の実施期間を延長するよう求めます。

また、水産加工業者はおおむね事業を再開していますが、売上の回復に遅れが見られるほか、人手不足、県内魚市場の水揚量の減少等に伴う加工原料の不足、原料価格の高騰、資金繰りの悪化など、現在も課題が山積している状況です。沿岸被災地域は水産業が基幹産業であり、地域経済の活性化のためには、水産加工業の再生、復興が不可欠であることから、水

産加工業の販路回復のための個別指導や必要な加工機器の整備，東北復興水産加工品展示商談会の継続，海外販路開拓のためのHACCPの取得，被災地の人材確保，AI・ICTによるロボット等先端技術の導入，加工原料の安定確保など，水産加工業者の取組に対する国の支援について財源措置を拡充するとともに，資金融通の円滑化や事業継続に向けた計画策定の支援など，水産加工業者の状況に応じた支援を行うよう求めます。

8 被災者支援の継続

東日本大震災による度重なる生活環境の変化などから，深刻化・複雑化した心のケアに関する問題に対応するため，子どもから大人まで切れ目のない心のケア対策を継続していく必要があります。あわせて，被災者の心のケアを地域精神保健福祉活動に移行していくため，被災自治体等と継続して協議を行うとともに，心のケアに取り組む人材の確保や育成が重要となります。

また，災害公営住宅に入居した被災者は高齢化率や独居率が高く，引き続き，生活再建や安定した暮らしの確保と，健康状態の把握や孤立防止のための見守り・相談支援の実施や交流の場の確保に向けた取組が必要です。

さらに，本県の被災者支援や復興支援に重要な役割を果たしている取組の担い手であるNPO等の多くは運営基盤がぜい弱であり，加えて，新型コロナウイルス感染症の流行により経済状況が悪化している中，「第2期復興・創生期間」においてもNPO等が安定して取組を継続できることが必要です。

以上のことから，心のケア対策及び見守り・相談支援並びに災害公営住宅の家賃低廉化事業，東日本大震災特別家賃低減事業，NPO等の「絆力」を活かした復興・被災者支援事業及び被災者支援総合交付金「心の復興」事業など，被災者支援のための取組に係る各種補助事業の継続と十分な予算措置を行うよう求めます。

9 移転元地の利活用の促進

被災自治体が防災集団移転促進事業により買取りを行った移転元地は，小規模であり，また，公有地と私有地が混在している等の理由から，特に沿岸部において利用が進んでいない状況にあります。

国においては，これまでも「防災集団移転促進事業の移転元地等を利活用する場合の支援施策パッケージ」等を示していただいたほか，所有権移転登記に係る登録免許税の免税措置を講じていただいておりますが，移転元地の利活用の促進を図るため，被災自治体が行う移転元地の集約等の事業に係る費用に対し，東日本大震災復興交付金の効果促進事業に代わる財政支援を行うよう求めるとともに，「第2期復興・創生期間」の後も上記の免税措置の延長を求めます。

また、移転元地について、利活用の検討を支援するための土地活用ハンズオン支援事業を令和5年度以降も継続するよう求めるとともに、実際に利活用が図られるまでに要する除草等の直接的な維持管理費用に対し、財政支援を行うよう求めます。